



アライオートオークション仙台(株)

仙台会場

建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)に関する規定

アライオートオークション仙台会場では建設機械、及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品に関する各規定を下記の通りとさせていただきます。

※会場ごとに規定が異なる場合がありますので、事前に当社ホームページ内、各会場の出品規定をご確認ください。

★ 仙台会場ローカルルール

- (1) 総重量 6 トン以上の建設機械を搬入する際は、事前に会場へお問い合わせください。
- (2) 鉄クローラータイプの機械は出品受付けしていません。
- (3) 建設機械・産業機械ともに、タイヤ付き、あるいは台車等に積載し、会場内を移動可能なことが前提です。
- (4) 搬入時には、出品者(輸送業者)にて指定の場所まで移動、配置をお願いします。

1. 出品に関する基本規定

産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両機械)の出品物については、アライ AA 運営において機械または物品(パーツ)として区分するものとします。

- ・「機械」として区分するものは、出品された品物自体で稼働(作動)することができるもの。(発電機・コンプレッサー等)
- ・「物品(パーツ)」として区分するものは、出品された品物自体では稼働(作動)することができないもの(アタッチメント等)。
- ・輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性がある物品を出品する場合は、予めの予防策を施してから出品をしなければならないものとします。

- (1) 機械・物品を出品する際には、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。

出品する全ての機械・物品(パーツ)は、製造番号、あるいは車体番号の確認が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること。(建機用アタッチメント、製造時から番号の無いものは除く。)

*製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。

*エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。

- (2) 機械・物品(パーツ)の製造番号または車体番号は、正規な番号のものであり、改ざん等がないこと。
- (3) 出品前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。
- (4) 出品する機械・物品(パーツ)については、出品者(出品店)が完全な所有権を有していること。
- (5) 所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付の場合は、所定の手続きにて返納し、登録を抹消して出品とすること。
- (6) 出品者は、成約した全ての機械・物品(パーツ)について、規約第九章 書類 第 32 条(譲渡書類)1 項(14)で定める書類を当該アライ AA に提出すること。

2. 成約後の提出書類

※下記提出書類は、産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の全ての物品に提出義務を課します。

- (1) 譲渡書(出品者名義のもの) (販売証明書も可)
- (2) アライ AA で定める「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」(建機工の譲渡書があるものは提出不要)
※製造時から製造番号、あるいは車体番号の無い物品に関してのみ、「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に型式・製造番号を記載しなくても受け付けます。(建機用アタッチメント等)
※「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」は、アライ AA のホームページ「情報・申請書ダウンロード」⇒「各種ダウンロード」から印刷できます。
- (3) その他、譲渡書類があるものは、必要書類を添付する。

3. 成約後の提出書類に関する規定

- (1) 出品者はオークションに出品した物品が成約した場合は、この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」をメーカー発行の譲渡証明書、もしくは出品者による譲渡証明書(販売証明書も可)とともに、開催日を含む 8 日以内に当該アライ AA へ提出しなければなりません。
- (2) 出品者が「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」と各証明書の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、規約第 33 条(譲渡書類の罰則)1 項、2 項、3 項に記載の内容に準じ処理を行うものとします。
また、その際の代金決済に関しては、規約第 10 章(車両代金の決済)第 39 条(出品者に対する成約車両代金の支払)にもとづいて処理することとします。
- (3) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライ AA 指定のもので、原本を提出するものとし、FAX 等のコピーは受付できません。
*「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライ AA が保管し、落札者には提出しません。

4. 出品に関する細目規定

※建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)で物品が下記内容に該当する場合は、出品不可となる場合があります。

また、下記に記載が無い場合でも、アライ AA の判断により出品ができない場合があります。

- (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合、またはアライ AA が危険と判断した場合。
- (2) 出品する機械が、正常に作動や走行ができない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合。
- (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合。(カギ・バッテリー・燃料タンク 等)
- (4) 部品、装備品が取り外された(分解)状態での場合。

但し、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合はこの限りではないものとする。

- (5) 機械に付属するアタッチメント等が作動不良のため、走行ができない場合。
- (6) 建設機械用アタッチメントで、著しい割れや破損がある場合。
- (7) 梱包されていて中身の確認ができない場合。
- (8) 製造番号、車体番号の確認が明確でないとアライ AA が判断する場合。
- (9) 盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中等による、正常な取引を行うことができない場合。
- (10) セット品として出品する場合。
- (11) バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合、またはアライ AA が不十分と判断した場合。

5. 建設機械の出品に関して

(1) 出品可能な建設機械の一例

一般建設機械	ブルドーザー・ドーザーショベル・ホイールローダー・油圧ショベル 等
道路関連機械	モータグレーダー・振動ローラ・タイヤローラ・鉄輪ローラ・フィニッシャー・ロードカッター・スタビライザ・除雪車 等 ハンドガイドローラ 等
運搬機	重ダンプ・キャリアダンプ・クローラキャリア 等
クレーン	カニクレーン・クローラクレーン 等
タイヤ式ショベル	ショベルローダー・スキッドステアローダー 等
鉱山機械	クローラドリル 等
自走式破砕機	ジョークラッシャー・インパクトクラッシャー・二軸せん断機・木材破砕機 等
その他	自走式土質改良機・トラッシュコンパクター・高所作業車・自走式ベルコン・自走式スクリーン・グレンデ整備車・雪上車 等

6. 農業機械の出品に関して

(2) 出品可能な農業機械の一例

基本機械	トラクター・コンバイン・田植機・耕運機・管理機・バインダー・ハーベスター 農業用運搬車両(歩行型・自走型)・草刈機・芝刈機 等
稲作/野菜関連	水田溝切機・移植機・培土機・各種野菜収穫機・肥料散布機・乾燥機 籾摺り機・脱穀機・精米機・米選機 等
防除機関連	ハイクリブーム・スプレイヤー・動力噴霧機・動力散布機 等
畜産関係	ラップマシーン・ロールベアラ 等
緑地/木材関連	樹木破砕機(チップャー)・薪割り機 等
小型屋外作業機関連	刈払機・チェンソー・ブロア・ヘッジトリマー 等
作業機関連	トラクター作業機(運搬機・トレーラー含む)・管理機・作業機 等
その他	穀物搬送コンテナ(グレンコンテナ)

7. 建機系機械・車両系機械の出品に関して

(1) 出品可能な建機系機械・車両系機械は下記の物品に限定とします。

また、下記に記載する物品であっても製造番号が確認できない物品は出品不可とします。

下記に記載のある物品であってもアライ AA の判断により出品ができない場合があります。

建機系機械	ランマー・プレート・コンクリートカッター・投光機 発電機・溶接機・コンプレッサー・洗浄機・建機用アタッチメント各種
車両系機械	クレーン単体(車両積載型) *但し、ミニクレーン・ヒアブタイプクレーン・クレーンジャッキ単体・船舶用クレーンは不可 スウィーパー・タイヤチェンジャー・パランサー・オイルチェンジャー・除雪機

※産業機械専用出品票の出品店控用に記載されている内容と一部異なる箇所がありますので、ご注意ください。

以上

平成 27 年 8 月 1 日改定



荒井商事株式会社
アライオートオークション小山

小山会場バントラ AA

産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)に関する規定

アライオートオークション小山会場バントラ AA では産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品に関する各規定を下記の通りとさせていただきます。

※会場ごとに規定が異なる場合がありますので、事前に当社ホームページ内、各会場の出品規定をご確認ください。

1.出品に関する基本規定 (産業機械・農業機械・フォークリフトの各コーナーに適用) 規約第十一章[1]第3条

産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品物については、アライ AA 運営において機械または物品(パーツ)として区分するものとします。

- ・「機械」として区分するものは、出品された品物自体で稼働(作動)することができるもの。(発電機・コンプレッサ等)
- ・「物品(パーツ)」として区分するものは、出品された品物自体では稼働(作動)することができないもの(エンジン・ミッション・アタッチメント等)。
- ・輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性がある物品を出品する場合は、予めの予防策を施してから出品をしなければならないものとします。

(2) 機械・物品を出品する際には、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。

(2) 出品する全ての機械・物品(パーツ)は、製造番号、あるいは車体番号の確認が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること。(ミッション単体・タイヤ・建機用アタッチメント等、製造時から番号の無いものは除く。)

*製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。

*エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。

(3) 機械・物品(パーツ)の製造番号または車体番号は、正規な番号のものであり、改ざん等がないこと。

(4) 出品前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。

- (5) 出品する機械・物品(パーツ)については、出品者(出品店)が完全な所有権を有していること。
- (6) 所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付の場合は、所定の手続きにて返納し、登録を抹消して出品とすること。
- (7) 出品者は、成約した全ての機械・物品(パーツ)について、規約第九章 書類 第 32 条(譲渡書類)1 項(14)で定める書類を当該アライ AA に提出すること。

2. 成約後の提出書類 (産業機械・農業機械・フォークリフトの各コーナーに適用)

※下記提出書類は、産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の全ての物品に提出義務を課します。

- (4) 譲渡書(出品者名義のもの) (販売証明書も可)
- (5) アライ AA で定める「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」(建機工の譲渡書があるものは提出不要)
※製造時から製造番号、あるいは車体番号の無い物品に関してのみ、「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に型式・製造番号を記載しなくても受付けます。(ミッション単体・タイヤ・建機用アタッチメント等)
※「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」は、アライ AA のホームページ「情報・申請書ダウンロード」⇒「各種ダウンロード」から印刷できます。
- (6) その他、譲渡書類があるものは、必要書類を添付する。

3. 成約後の提出書類に関する規定 (産業機械・農業機械・フォークリフトの各コーナーに適用)

- (1) 出品者はオークションに出品した物品が成約した場合は、この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」をメーカー発行の譲渡証明書、もしくは出品者による譲渡証明書(販売証明書も可)とともに、開催日を含む 8 日以内に当該アライ AA へ提出しなければなりません。
- (2) 出品者が「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」と各証明書の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、規約第 33 条(譲渡書類の罰則)1 項、2 項、3 項に記載の内容に準じ処理を行うものとします。
また、その際の代金決済に関しては、規約第 10 章(車両代金の決済)第 40 条(出品者に対する成約車両代金の支払)にもとづいて処理することとします。
- (3) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライ AA 指定のもので、原本を提出するものとし、FAX 等のコピーは受け付けできません。
※「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライ AA が保管し、落札者には提出しません。

4. 出品に関する細目規定 (産業機械・農業機械・フォークリフトの各コーナーに適用)

※産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品について、下記内容に該当する場合

は、出品できないものとします。また、記載内容に該当しない場合でもアライ AA の判断により出品ができない場合があります。

(1)アライ AA 小山が貸し出すフォークリフトを正規に使用して、安全に積み降しができない場合。

但し、自走にて積み降ろしをする場合は、この限りではない。

- (2) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合、またはアライ AA が危険と判断した場合。
- (3) 出品する機械が、正常に作動や走行ができない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合。
- (4) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合。(カギ・バッテリー・燃料タンク 等)
- (5) 部品、装備品が取り外された(分解)状態での場合。
但し、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合はこの限りではないものとする。
- (7) 機械に付属するアタッチメント等が作動不良のため、走行ができない場合。
- (8) 建設機械用アタッチメントで、著しい割れや破損がある場合。
- (9) 梱包されていて中身の確認ができない場合。
- (10) 製造番号、車体番号の確認が明確にでないとアライ AA が判断する場合。

但し、製造時から製造番号、あるいは車体番号が無い物品は製造番号が無くても出品を受け付ける。(ミッション単体・タイヤ・建機用アタッチメント 等)

- (11) 盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中等による、正常な取引を行うことができない場合。
- (12) セット品として出品する場合。(建機 A は除く。)
- (13) バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合、またはアライ AA が不十分と判断した場合。

※エンジン単体・ミッション単体を出品する場合は、専用の台座、あるいは、パレットの上に固定して出品してください。

※タイヤを出品する場合は、1台分までを上限にセット出品可能とします。

※セニアカー・ゴルフカート・バギーを出品する際は、車検証等の登録書類は無いものとして扱います。

※出品された品物をフォークリフトで移動する際に付いた傷等に関して、アライ AA は一切の責任を負いません。

5. クレーム規定 (産業機械・農業機械・フォークリフトの各コーナーに適用) ※規約第十一章[Ⅱ]第3条

※クレーム規定に関しては、規約第十一章[Ⅱ]裁定(クレーム)規程第3条(処理基準)を参照ください。

- (1) 年式、製造年月、製造番号、車体番号、その他、譲渡書類により出品票との相違が確認できる事項についての違いは、アライ AA より書類発送後 10 日間(日曜・祭日を含む)以内とし、期間最終日の 17 時までを受けとす。
- (2) 走行距離及び稼働時間については参考目安とするもので、実際の走行距離・稼働時間との間に相違があった場合であっても非クレーム対象として扱いますが、改ざん歴が発覚した場合にはクレーム対象とします。
クレーム期間については、オークション開催日を含む 13 日間以内(日曜日は除く)とし、期間最終日の 17 時まで受けとします。また、クレーム処理にてキャンセルとする場合は、ペナルティ 50,000 円+実費を出品者は支払うものとします。
- (3) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に於ける記載内容に違反した場合は、規約第十一章の

〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程、第4条(違法車処理基準)2項に準じ処理を行うものとします。

- (4) 機械として区分する出品物に関しては、オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までを受付けとします。
- (5) 物品(パーツ)として区分する出品物に関しては、非クレーム対象とします。但し、クレーン単体及びクレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン(後日送付の場合も含む)については、オークション開催日を含む13日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付けとします。
- (6) 規約第七章 出品 第27条(出品の申込み)1項及び第十一章の〔Ⅰ〕検査規定、第2条(出品者義務)1項に該当するとアライAAが判断する場合は、クレーム対象として処理を行うものとします。

5. 農業機械の出品に関して (農業機械コーナーに適用)

(3) 出品可能な農業機械の一例

基本機械	トラクター・コンバイン・田植機・耕運機・管理機・バインダー・ハーベスター 農業用運搬車両(歩行型・自走型)・草刈機・芝刈機 等
稲作/野菜関連	水田溝切機・移植機・培土機・各種野菜収穫機・肥料散布機・乾燥機 籾摺り機・脱穀機・精米機・米選機 等
防除機関連	ハイクリブーム・スプレイヤー・動力噴霧機・動力散布機 等
畜産関係	ラップマシーン・ロールベアラ 等
緑地/木材関連	樹木破碎機(チップパー)・薪割り機 等
小型屋外作業機関連	刈払機・チェーンソー・ブロア・ヘッジトリマー 等
作業機関連	トラクター作業機(運搬機・トレーラー含む)・管理機・作業機 等
その他	穀物搬送コンテナ(グレコンテナ)

6. フォークリフトの出品に関して (フォークリフトコーナーに適用)

- (1) 最大荷重に限らず、全ての物品をフォークリフトコーナーで出品します。
また、搬入は最大荷重に限らず、全てアライAA 小山・本会場フォークリフトコーナーとなります。
尚、出品票は産業機械専用出品票をご利用ください。

7. 建機系機械・車両系機械の出品に関して (産業機械コーナーに適用)

- (2) 出品可能な建機系機械・車両系機械は下記の物品に限定とします。
また、下記に記載する物品であっても製造番号が確認できない物品は出品不可とします。
下記に記載のある物品であってもアライAAの判断により出品ができない場合があります。

建機系機械	ランマー・プレート・コンクリートカッター・投光機 発電機・溶接機・コンプレッサー・洗浄機・建機用アタッチメント
車両系機械	クレーン単体(車両積載型) *ミニクレーン・ヒアブタイプクレーン・クレーンジャッキ単体・船舶用クレーンは不可 スイーパー・タイヤチェンジャー・オイルチェンジャー・除雪機 エンジン単体・ミッション単体 *専用台座、あるいはパレットの上に固定して出品すること。 シニアカー・ゴルフカート・バギー ジェットヒーター・スポットクーラー

※産業機械専用品票の出品店控用に記載されている内容と一部異なる箇所がありますので、ご注意をお願いします。

以上



荒井商事株式会社
アライオートオークションベイサイド

ベイサイド会場

産業機械(フォークリフト)に関する規定

アライオートオークションベイサイド会場では産業機械(フォークリフト)の出品に関する各規定を下記の通りとさせていただきます。

尚、ベイサイド会場では最大荷重 6 トン以下のフォークリフトのみの出品受付けとなっております。

また、建設機械・産業機械(農業機械・建機系機械・車両系機械)と最大荷重 6.1 トン以上のフォークリフトの出品は受付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

※会場ごとに規定が異なる場合がありますので、事前に当社ホームページ内、各会場の出品規定をご確認ください。

1. 出品に関する基本規定

- (3) 機械・物品を出品する際には、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。
- (2) 出品する全ての機械・物品(パーツ)は、製造番号、あるいは車体番号の確認が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること。
 - *製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。
 - *エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。
- (3) 機械・物品(パーツ)の製造番号または車体番号は、正規な番号のものであり、改ざん等がないこと。
- (4) 出品前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。
- (5) 出品する機械・物品(パーツ)については、出品者(出品店)が完全な所有権を有していること。
- (6) 所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付の場合は、所定の手続きにて返納し、登録を抹消して出品とすること。
- (7) 出品者は、成約した全ての機械・物品(パーツ)について、規約第九章 書類 第 32 条(譲渡書類)1 項(14)で定める書類を当該アライ AA に提出すること。

2. 成約後の提出書類

※下記提出書類は、産業機械（農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械）の全ての物品に提出義務を課します。

- (7) 譲渡書（出品店名義のもの）（販売証明書も可）
- (8) アライ AA で定める「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」（建機工の譲渡書があるものは提出不要）
※アライ AA のホームページ「情報・申請書ダウンロード」⇒「各種ダウンロード」から印刷できます。
- (9) その他、譲渡書類があるものは、必要書類を添付する

3. 成約後の提出書類に関する規定

- (1) 出品者はオークションに出品した物品が成約した場合は、この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」をメーカー発行の譲渡証明書、もしくは出品者による譲渡証明書（販売証明書も可）とともに、開催日を含む 8 日以内に当該アライ AA へ提出しなければなりません。
- (2) 出品者が「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」と各証明書の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、規約第 33 条（譲渡書類の罰則）1 項、2 項、3 項に記載の内容に準じ処理を行うものとします。
また、その際の代金決済に関しては、規約第 10 章（車両代金の決済）第 39 条（出品者に対する成約車両代金の支払）にもとづいて処理することとします。
- (3) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライ AA 指定のもので、原本を提出するものとし、FAX 等のコピーは受付できません。
*「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライ AA が保管し、落札者には提出しません。

4. 出品に関する細目規定

※産業機械（最大荷重 6 トン以下のフォークリフト）で物品が下記内容に該当する場合は、出品不可となる場合があります。

また、下記に記載が無い場合でも、アライ AA の判断により出品ができない場合があります。

- (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合、またはアライ AA が危険と判断した場合。
- (2) 出品する機械が、正常に作動や走行ができない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合。
- (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合。（カギ・バッテリー・燃料タンク 等）
- (4) 部品、装備品が取り外された（分解）状態での場合。
但し、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合はこの限りではないものとする。
- (5) 機械に付属するアタッチメント等が作動不良のため、走行ができない場合。
- (6) 製造番号、車体番号の確認が明確にでないとアライ AA が判断する場合。
- (7) 盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中等による、正常な取引を行うことができない場合。

(8) バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合、またはアライ AA が不十分と判断した場合。

以上